平成２４年（フ）第１０１号
沖縄県うるま市字赤道248番地７　丸朝アパート205
債務者　新里　和久
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０２号
沖縄県うるま市勝連平敷屋3690番地１　ベイサイド２－Ｂ
債務者　新屋さやか
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１６９号
栃木県矢板市東町1198番地30
債務者　石原　英男
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７０号
栃木県矢板市東町1198番地30
債務者　石原　理絵
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４９号
栃木県鹿沼市幸町１丁目９番４号　坂田ハイツ106、前住所栃木県日光市板橋1883番地15
債務者　根本　信男
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６６号
栃木県宇都宮市本丸町１番30号　第３チサンマンション501、前住所栃木県鹿沼市上殿町191番地18
債務者　臼井　紀子（旧姓藤沼・児玉）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７４号
栃木県宇都宮市今泉３丁目１番１号　菅又ハイツ１－202、前住所栃木県宇都宮市中岡本町3713番地226
債務者　南木　克紀
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９３号
栃木県宇都宮市若草４丁目22番４号
債務者　瀧澤　正人
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６３２号
埼玉県川口市大字安行領根岸2559－５
債務者　細谷　光栄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６３４号
東京都世田谷区桜新町１丁目17－５　第２メゾンヤマタカ102
債務者　森下　敬介
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６３５号
東京都杉並区西荻北４丁目32―13―301
債務者　松原　結花
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６４０号
東京都大田区東糀谷５丁目17―14―715
債務者　越川真由美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６７１号
埼玉県新座市北野２丁目７―41―102
債務者　佐々木康彦
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６７２号
埼玉県鴻巣市小松１丁目２―31
債務者　志保澤　廣
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６７３号
東京都板橋区大山金井町20―１―201
債務者　吉田　　聡
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部